

第1回相楽東部広域連合総合教育会議

日時：平成27年8月18日（火）14時～

場所：和束町体験交流センター会議室

1 開会

○広域連合長あいさつ

2 総合教育会議の運営について

(1) 総合教育会議の法的根拠

(2) 総合教育会議設置要綱及び総合教育会議傍聴要領について

3 教育施策について

(1) 現状と課題について

(2) 教育大綱の策定について

総合教育会議について

<法的根拠>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4

<概 要>

設 置	地方公共団体の長が設置【第1項】
協議調整 事項	<p>◇大綱の策定に関する協議【第1項】 ※大綱を定めた時は遅滞なく公表（義務規定）</p> <p>◇教育条件整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整【第1項】</p> <p>◇会議を構成する者は協議結果を尊重【第8項】</p>
構 成	<p>地方公共団体の長及び教育委員会【第2項】</p> <p>意見聴取のため関係者や学識経験者の出席も可【第5項】</p>
招 集	<p>地方公共団体の長が招集【第3項】</p> <p>教育委員会が招集を求めることも可能【第4項】</p>
公 開	<p>会議は原則公開。（個人の秘密保持、会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開も可能）【第6項】</p> <p>議事録作成・公開（努力規定）【第7項】</p>
運 営	総合教育会議の運営に必要な事項は総合教育会議が定める。【第9項】

相楽東部広域連合総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、相楽東部広域連合総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（会議）

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整（以下「協議等」という。）を行う。

- （1）相楽東部広域連合の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- （2）相楽東部広域連合の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員）

第3条 会議は相楽東部広域連合の広域連合長（以下「連合長」という。）及び教育委員会をもって構成する。

- 2 相楽東部広域連合の副広域連合長は、法第1条第5項に基づく関係者として会議に出席するものとする。ただし、連合長が、協議等にあたり副広域連合長の出席の必要がないと認めるときはこの限りでない。

（招集）

第4条 会議は、連合長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、連合長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、法第1条第6項ただし書の規定に該当する場合には、連合長は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、連合長が教育委員会と協議して別に定める。

（会議録）

第6条 会議録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

- 2 会議録は、第5条第1項の規定により非公開をされた議題を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、相楽東部広域連合総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は連合長が教育委員会と協議して別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

相楽東部広域連合総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、相楽東部広域連合総合教育会議設置要綱（平成27年 月 日施行）第5条第2項の規定により、相楽東部広域連合総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（定員）

第2条 傍聴人の定員は原則5人とする。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻の30分から15分前までの間に、会場受付で申し出るものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合には、くじにより傍聴人を決定する。

3 傍聴人は、会議の開会予定時刻までに、職員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着く。

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、会議を傍聴する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

（2）会場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威ために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。

（3）会場において、騒ぎ立てる等会議の妨害をしないこと。

（4）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

（5）その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第5条 傍聴人は、会場において、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に相楽東部広域連合の広域連合長（以下「連合長」という。）の許可を得た場合は、この限りでない。

（会議の秩序の維持）

第6条 連合長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は職員に指示させることができる。

2 連合長は、前項の指示をし、又は職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

相楽東部広域連合の教育に関する大綱について

策定根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3
策定主体	地方公共団体の長（法第1条の3第1項）
策定趣旨	○予算編成・執行や条例提案権を持つ首長が「大綱」を定めることにより、福祉や地域振興などの一般行政と密接に連携させながら、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な進行を図る。（文部科学省通知）
策定内容等	○地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めるもの ○詳細な施策について策定を求めるものではない。 ○大綱が対象とする期間は4年～5年程度 （いずれも文部科学省通知）
策定・公表 手続	○「大綱」を策定又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。（法第1条の3第2項） ○「大綱」を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。（法第1条の3第3項）
留 意 点	○策定に当たっては、国の教育振興計画における基本的な方針を参酌しなければならない。（法第1条の3第1項） ○地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものではない。（法第1条の3第4項）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- （1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- （2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- （1）地方公共団体の長
- （2）教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

※教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。